

長野県地域防災計画

その他災害対策編

令和7年度 修正案
新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 活動の内容 7 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(NTT東日本(株)長野支店)</p> <p>13 警備体制の確立 (1) 基本方針 関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に<u>平時</u>から努めるものとする。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(警察本部) (ア) 警備措置 a <u>平時</u>の措置</p> <p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧への備え</p> <p>第3 活動の内容 3 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(NTT東日本(株))</p>	<p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 活動の内容 7 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)長野支店)</p> <p>13 警備体制の確立 (1) 基本方針 関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に<u>平常時</u>から努めるものとする。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(警察本部) (ア) 警備措置 a <u>平常時</u>の措置</p> <p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧への備え</p> <p>第3 活動の内容 3 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株))</p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>4 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村は、<u>平時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居 その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪 が困難な場合や、危険な場合においては、必要に応 じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連 携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整 備・再点検を行うこととする。</p> <p>6 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条 例等により、その重要なものを指定・登録し保護す ることになっている。これらは貴重な国民的財産であ り、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中 で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物 等については、積雪による破損や損傷のおそれがある 場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。</p>	<p>4 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村は、<u>平常時</u>から、高齢者等の要配慮者の住 居その他関連施設について、状況の把握に努め、除 雪が困難な場合や、危険な場合においては、必要に 応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との 連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の 整備・再点検を行うこととする。</p> <p>6 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条 例等により、その重要なものを指定・登録し保護す ることになっている。これらは貴重な国民的財産であ り、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中 で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物 等については、積雪による破損や損傷のおそれがある 場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修 正</p> <p>表現の統一に伴う修 正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪活動等 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部） 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により、緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。</p> <p>3 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】（NTT東日本(株)）</p> <p>6 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪活動等 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部） a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により、緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。</p> <p>3 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話(株)）</p> <p>6 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p>	<p>訂正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。</p>	<p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 基本方針</p> <p>自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において、情報交換を図る等、<u>平時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、<u>平時</u>から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 基本方針</p> <p>自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において、情報交換を図る等、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、<u>平常時</u>から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等<u>平時</u>から連携強化に努める。(危機管理部)</p> <p>(ウ) 各関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>から連携を強化しておく。(全機関)</p>	<p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等<u>平常時</u>から連携強化に努める。(危機管理部)</p> <p>(ウ) 各関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>から連携を強化しておく。(全機関)</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第2 主な取組</p> <p>2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>3 県、市町村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【北陸信越運輸局が実施する対策】</p> <p>鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を<u>講ずる</u>よう指導する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第2 主な取組</p> <p>2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>3 県、市町村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【北陸信越運輸局が実施する対策】</p> <p>鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を<u>講じる</u>よう指導する。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3)【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】</p> <p>ウ 危険物施設における災害拡大防止措置</p> <p>危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3)【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】</p> <p>ウ 危険物施設における災害拡大防止措置</p> <p>危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救出用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平時からの訓練の実施が行われるよう指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救出用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、平時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>(略)</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>(略)</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画 第1節 林野火災の計画活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>林野火災警報及び林野火災注意報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>林野火災に関する警報及び注意報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画 第1節 林野火災の計画活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>火災警報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>火災に関する警報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。</p>	<p>林野火災注意報の運用開始に伴う修正</p> <p>林野火災注意報の運用開始に伴う修正</p>